厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業) 分担研究報告書

現在の知的障害に関する国際的な診断基準と、最近の知的障害概念の検討

分担研究者 内山 登紀夫 福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科

研究要旨

知的障害に関する最近の国際的な定義を概観し、その基準を我が国の臨床現場で応用する際の問題点や療育手帳制度に国際的診断基準を適用する際の検討点を抽出した。特に2021年に改訂された AAIDD 第 12版の変更点とその背景を検討した。さらに医学的診断基準である現行の ICD-11, DSM-5における知的障害の定義と ICF、AAIDD の関係について検討した。さらに知的障害者に支援をするためには診断を適切に行うことが必要である。そのための方法についても提言した。方法支援プランを構築するために国際的な診断基準、特に ICD-11を我が国において適切に適用するには偏差 IQを算定可能な知能テスト、標準化された適応行動尺度を使用することが前提になる。そのためには知的障害の診断・評価のトレーニングを受けた専門家の養成が必要である。

A. 研究目的

本稿では知的障害に関する最近の国際的な定義を概観し、その基準を我が国の臨床現場で応用する際の問題点や療育手帳制度に国際的診断基準を適用する際の検討点を抽出する。特に 2021 年に改訂されたAAIDD (American Association on Intellectual and Developmental Disabilities)による Intellectual Disability: Definition, Diagnosis, Classification, and Systems of Supports, 12th Edition(知的障害:定義、診断、分類及びサポートシステム、第 12版、以下AAIDD第12版と略称する)(Schalock, R. L., Luckasson, R., & Tass ´e, M. J. 2021)、現行の医学的診断基準である ICD-11,

DSM-5 の3者において知的障害の定義と、 定義にいたる背景を文献的に検討し我が国 において知的障害をどのように診断評価す るかの方法を提案する基礎的資料を提供す ることが目的である。

B. 研究方法

現在国際的に使用されている知的障害の診断基準である AAIDD 第 12 版、DSM-5, ICD-11 の定義や概念を整理し、現行の診断基準にはどのような研究成果が反映されているのかを英語文献を中心に検討した。さらに我が国の知的障害支援の現場における課題について若干の検討を加えた。

C. 研究結果

知的障害をめぐる用語の問題

我が国の医学領域では精神遅滞の用語が 長く用いられてきた。これは Mental Retardation (MR) の訳語である。MR の用 語は1968年にWHOがICD-8の定義を作 成するために国際委員会を主催するときに 提唱され、以降ICD-10まで使用されてい た。アメリカ精神医学会の診断基準である DSM では DSM-IV-TRまで精神遅滞の用 語が用いられた。ICD-10では MR は精神 障害にカテゴリーに含まれたが、同時に ICFにおいても知的機能の障害としてコー ドすることが可能である (code b117)。

DSM-5 において Intellectual Disability (ID)/Intellectual Developmental Disorder (IDD) (ID/IDD) の用語が採用された。

なお、本稿では、混乱を避けるために日本 語での表記は「知的障害」を主に使用する。

AAIDD の知的障害の定義

AAIDD は 2021 年に知的障害の定義を改 訂した。AAIDD による定義は知的障害の定 義として代表的なものでありアメリカのみ ならず多くの国の研究者が改訂に参加して おり国際的にも使用されている。AAIDDは 1876 年に設立された知的障害の人に焦点 をあてた多職種による団体であり、 American Association Mental on Retardation's (AAMR)の名称で、知的障害 の支援や啓発を行なってきた。2007年 MR の用語が廃止されたことに伴い AAIDD に 名称が変更された。定義や分類が記載され たマニュアルの初版は 1910 年に出版され た。AAIDD はこれまで改訂を加え、第 11 版のマニュアルは 2010 年に、第 12 版は 2021年に発表された。

AAIDD第12版のIntellectual Disability の定義は以下の通りである。なお本翻訳は AAIDD の現在のウエッブサイトにも掲載されている(AAIDD、2022)。

知的障害(Intellectual Disability)の定義

知的障害とは知的機能(intellectual functioning)と適応行動 (adaptive behavior)の両方に有意な制限(significant limitations)がある状態であり、21歳以下の年齢から始まる。

1. 知的機能

知的機能 (Intellectual Functioning) ーいわゆる知能 (intelligence) は学習(learning)、推論 (reasoning)、問題解決 (problem solving) などの一般的な精神能力 (mental capacity)のことである。

知的機能を測定する方法の一つに IQ テストがある。一般的に、IQ テストのスコアで 70 前後あるいは、75 までが、知的機能に有意な制限があることを意味している。

2. 適応行動(Adaptive Behavior)

適応行動は概念的(conceptual)、社会的 (social)、実用的(practical)なスキルの集合体であり、人々が日常生活で学習し実際に行う行動である。

3. 概念的スキル (Conceptual skills)

言語や読み書きの能力、お金、時間、数の概念を理解して主体的に行動できる能力 (self-direction)。

4. 社会的スキル (Social skills) 対人スキル、社会的責任、自尊心、騙され やすさ、経験の乏しさ(例:警戒心),対人問題の解決,ルールに従う能力/法を守り、被害にあうことを避けるなどの能力

5. 実用的スキル(practical skills)

日常生活能力(身辺自立能力)、職業能力、健康管理、旅行/移動、スケジュールや習慣、お金の使用、電話の使用などのスキルである。

6. 標準化されたテストによっても適応行動の困難を把握することができる。

7. 明らかになる年齢

この状態は発達期、つまり 21 歳以下に始まる。知的障害は発達障害と総称される複数の障害の一つである。

8. 他に考慮すべき事柄

知的障害を評価する際には、AAIDD は知的機能と適応行動以外の要素も重視している。例えばその人が属する集団や文化において、どのようなコミュニティ環境が通常の状態なのかを考慮する。

専門家は人がコミュニケーションをとったり、移動したり、行動する際の言語の多様性や文化の差も考慮すべきである。

当事者の限界点はしばしば長所と共存すること、適切な個別のサポートが長期にわたって得られれば個人の生活機能レベルが改善することを想定した上で最終的なアセスメントを実施しなければならない。

臨床家が包括的な評価を行うことによってはじめて、知的障害があるかどうかを判断し、その人にとって価値のある個別のサポートプランを作成することができる。

以上が AAIDD 第 12 版の定義である。前述のように AAIDD は 1921 年より用語解説やマニュアルを発表してきており、長い歴史があり、DSM や ICD の基準にも強い影響を与えてきた。

第 12 版では診断をするための体系的な方法の記載と、適切な知的障害の分類(支援に有用なサブグループの作成)、そして知的障害の人のサポートのプランニングが重視された。

AAIDD 第 12 版マニュアルを適用するために、次の 5 つの事柄を想定することが重要である(Schalock & Luckasson 2021)。

- 1) 現在の当事者の機能制限 (limitations)はその当事者の年齢集団や所 属文化のコミュニティの環境を考慮する必 要がある。
- 2) 適切にアセスメントするためには、コミュニケーション、感覚、運動、行動の違いと、さらに文化・言語的な多様性を考慮する必要がある。
- 3) 個人の中では苦手な点は得意な点 と共存することが多い。
- 4) 苦手な点を把握することの重要な目的は、どのようなサポートが必要なのかを把握するためである。
- 5) 適切な個別のサポートが長期にわ たって得られれば個人の生活機能レベルが 改善する。

第 12 版になり、発症年齢(the age of onset)が 22 歳以前、つまり 21 歳以下であることが明記された。これは、従来考えられていた発達期よりも長い。この理由は最近の研究で脳の発達は 20 歳台まで継続することが明らかになったことも挙げられる。

また米国の他の法律 the Developmental Disabilities Assistance and Bill of Rights Act of 2000 (DD Act, 2000)や the standards used for a diagnosis of ID by the Social Security Administration (2021)も 22 歳以前とされていることが考慮された。

後述する DSM-5 とは対照的に AAIDD は 知 的 障 害 を "disability" で あ り "health condition"ではないと規定し、個人の機能や 適応行動、サポートニードを重視する立場をとった((Bertelli et al. 2016)。

アメリカ精神医学会における知的障害の定 義

アメリカ精神医学会は Diagnostic Statistical Manual を発行し、学会としての 診断基準を提唱してきた。 DSM はアメリカ のみでなく日本を始め多くの国で使用され ている影響力の強い基準である。DSM-IV(American Psychiatric Association, 1994) DSM-IV-TR(American Psychiatric, 2000) では精神遅滞(Mental Retardation)の用語 を採用し「通常乳幼児期や児童期、思春期に 初めて診断される」カテゴリーに分類し、こ のカテゴリーには広汎性発達障害(現在の 自閉スペクトラム症)、分離不安障害などが 含まれた。しかし、精神遅滞は精神障害の多 くが属する第1軸ではなく第2軸に分類さ れた。第1軸はパーソナリティ障害や精神 遅滞を除いたすべての診断が含まれた。こ のことにより、精神遅滞は発達期に発症す るものの、精神医学的治療や研究の主な対 象から除外される傾向が出現した。

DSM-5 における用語の採用と他の障害との関係

DSM-5(American Psychiatric, Association and American Psychiatric Association, D. S. M. Task Force, 2013) では DSM-IV 以前と比較して知的障害の用語と位置づけに大きな変更がなされた。用語は Intellectual Disability が採用され、括弧付きで Intellectual Developmental Disorderと記載された。

後述する WHO WG-MR は ICD-10 から 11 への改訂のために組織され IDD (Intellectual Developmental Disorder)の用語を推奨した(Bertelli et al., 2016)。WHO WG-MR は知的障害を disability ではなく 脳機能を反映した健康状態 (brain based health condition) であることを強調し disorder の用語を推奨したが、その提言が一部採用されたことになる。

DSM-5 においては DSM-IV-TR まで使 用された MR の用語に代わって Intellectual Disability が採用され、括弧付きで Intellectual Developmental Disorder が記載 されることになった。また、その上位カテゴ リーは Neurodevelopmental Disorders で ある。Intellectual Disabilities 以外の下位カ テゴリーは Autism Spectrum Disorders や Attention-Hyperactivity Disorders など全て Disorders である。また DSM-5 では Personality Disorders も含めて Depressive disorder のようにほとんどの障害が disorder の用語が使われている。例外は Sexual Dysfunctions & Gender Dysphoria であり、知的障害の用語の採用について多 くの議論があったことが窺える。このよう に知的障害の診断名は例外的な扱いになっ ている。APA はこの理由について特に明ら かにしていない。

Intellectual Developmental Disorder(IDD) の用語は WHO-WG によって提案され、DSM-5では括弧内に記載されることになった。これは ICD-11 と共通化のためである(Bertelli et al., 2016)であったが、ICD-11では結局診断名としては Disorder of intellectual development が使用されており、用語問題をすっきりと解決することは難しいようである。

DSM-5 において知的障害は神経発達症 群に分類される。神経発達症群は、発達期に 生じる障害群であり、発達早期や就学前に 明らかになる。神経発達症群には自閉スペ クトラム症や注意欠如多動症、発達性協調 運動症、チック症群などが含まれる。これは disorder のカテゴリーであること、disability のカテゴリーではないことを明確にするも のである。DSM-5 では神経発達障害(Neuro developmental disorder)、つまり disorder の 下位カテゴリーに disability の用語を採用し ている。他の下位カテゴリーの障害は自閉 スペクトラム症などのように disorder を用 いており、知的障害は特別に他の障害とは 異なった用語を採用したようである。DSM-5 では Intellectual Disability (Intellectual Developmental Disorder) (日本語の訳語は 知的能力障害((知的発達症/知的発達障 害))であり、新たに類似の用語が採用され たことは混乱の一因になるだろう。

DSM-5 の診断基準

DSM-5 における知的能力障害 (知的発達症) は神経発達症群の代表的な障害であり、発達期に発症する。

診断基準の要点は下記のとおりである。 概念的、社会的、実用的領域において、知的 機能と適応機能の両方が不十分な障害である。診断には次の A,B,C の 3 つの条件を満たす必要がある(拙訳)。

- A) 推論、問題解決、プランニング、抽象的 思考、判断、教科学習、経験から学ぶこ となどの知的機能が不十分であり、臨 床的アセスメントと個別の標準化され た知能検査によって確認される。
- B) 個人の自立と社会的責任について発達 水準と社会文化的水準を満たすことが できない適応機能の不足がある。継続 的な支援なしには、適応機能の不足は コミュニケーション、社会参加、生活の 自立などの日常生活の一つ以上の機能 を制限する。それは、家庭、学校、職場、 コミュニティなどの多様な環境で生じ る。
- C) 知的機能と適応行動の不十分さは発達 期に生じる

ICD-11 の診断基準

国際疾病分類 (ICD) は 1900 年に第一回 国際疾病分類 (ICD-11 の基準) が発表され た後、改訂を重ねてきた。現行の ICD-10 は 1994 年から日本をはじめ WHO 加盟国で 使用されている。ICD-11 への改訂は予定よ り非常に遅れた。

ICD の第 10 版から第 11 版への改訂にむけて、WHO は 2009 年に MR の診断基準や分類のためのワーキンググループを立ち上げた (WHO WG-MR)(Bertelli et al. 2016)。WHO WG-MR は専門家と当時者団体からなり、アメリカ精神医学会、the American Association on Intellectual and Developmental Disabilities (AAIDD)、The International Association for the Scientific

Study of Intellectual and Developmental Disabilities (IASSIDD)から構成された。WG-MRはWHO Advisory Groupに議論の結果を報告した(Salvador-Carulla, Bertelli, and Martinez-Leal 2018; Salvador-Carulla et al. 2011)。

ICD-11 の改定に向けての議論は、DSM-5 の改訂にも影響を与えた。

主な論点は①MR という用語を残すか、他の用語を採用するか、②診断基準、③重症度分類、④問題行動や、原因、経過や合併症などの関連する特性である。

ワーキンググループでは知的障害は健康 状態 (health condition) なのか障害 (disability) なのかという観点で多くの議 論があった)。知的障害を disability の概念 で位置づければ、ICD に入れる必要はなく なり、ICF にのみコードすれば良いことに なる。その場合、知的障害の人は、それだけ では医学的支援の対象にならず、ヘルスケ ア、特にメンタルヘルスケアへのアクセス が難しくなる可能性がある。逆に知的障害 を健康状態と定義すれば、福祉や教育ニー ズが軽視されることにつながる懸念がある。 このような議論を経てWHO WG-MR は知 的障害を神経発達障害の下位カテゴリーに 位置づけることで意見が一致した。WG は 親カテゴリーに神経発達障害を提案し、そ れが採用された(Bertelli et al. 2016) (Bertelli, Cooper, & Salvador-Carulla, 2018)

用語としては Mental Retardation の使用を終結し、代わりに intellectual developmental disorders (IDD) を ICD-11で採用することにした(Salvador-Carulla et al. 2011)。

このように ICD-11 では ICD-10 で採用 されていた Mental Retardation の用語を Disorders of intellectual development に改 変した。ここでは知的発達障害と仮に訳し ておく。

知的発達障害も知的機能の障害と適応行動に制約があることで定義される。いずれも標準化された検査によって把握されることが必要である。

多くの国や地域では標準化されたテストがないことや、テストを施行できる専門家が不足していることと、支援プランをたてるためには重症度を評価することが必要なことから、ICD-11CDDG (Clinical Descriptions and Diagnostic Guidelines for ICD - 11 Mental, Behavioural and Neurodevelopmental Disorders)では行動で判断するための包括的な表を準備している(Tassé et al., 2019)。

この表では3つの年齢グループ(早期児童期/児童期/青年期・成人期)と4段階の重症度(軽度、中度、重度、最重度)にわけて知的機能と適応行動が説明されている。それぞれのカテゴリーで典型的に観察される行動指標が記載されている。これらの行動指標を用いることで重症度分類の信頼性を高め、知的障害から生じる不利益に関連した公衆衛生データの質を高めることが期待されている(Reed et al. 2019)。

ICD-11 における定義

ICD-11 では上位カテゴリーの神経発達障害 (Neurodevelopmental disorders) の下位カテゴリーに分類され、用語としてはDisorders of intellectual development が採用された。AAIDD の定義とは異なり

disability ではなく disorder を採用したこと は医学領域に位置付けることを明確に意図している。軽度、中度、重度、最重度に 4 分類される。下記は執筆時点(2021 年 4 月)における要点の拙訳である(World Health Organization. 2018)。

知的障害の定義: 知的発達障害(Disorders of intellectual development)は多様な原因により発達期に生じる一群である。平均より約2標準偏差以上低下(約2.3パーセンタイルより低い)している知的機能と適応機能で特徴づけられる。それは適切に標準化された個別のテストにより測定される。テストが不可能な状況では相応の行動指標に基づいた適切なアセスメントを行い高度の臨床的判断が求められる。

A00.0 知的発達の障害、軽度 Disorder of intellectual development, mild

軽度知的発達障害は発達期に生じ、知的機能と適応行動が有意に低い状態である。それは適切に標準化された個別のテストにより測定されるか、テストが不可能なときは相応の行動指標によって判断される。平均水準より2から3標準偏差低い(およそ、0.1-2.3 パーセンタイル)。複雑な言語獲得や理解と学習の達成に困難があることが多いが、ほとんどの人は基本的な身辺自立や家事、実生活に必要な能力を獲得する。比較的自立した生活と仕事をすることができるが適切なサポートが必要になることがある。

6A00.1 知的発達の障害、中度 Disorder of intellectual development, moderate

中度知的発達障害は発達期に生じ、知的

機能と適応行動が平均より有意に低い状態である。それは適切に標準化された個別のテストにより測定されるか、テストが不可能なときは相応の行動指標によって判断される。平均水準より3から4標準偏差低い(およそ、0.003-0.1パーセンタイル)。言語と学習能力の達成度は多様だが、基本的な身辺自立や家事、実生活に必要な能力を獲得する人もいるが、ほとんどの人は独立して生活し、成人期に仕事を得るためにはかなりの程度の継続したサポートが必要になる。

6A00.2 知的発達の障害、重度 Disorder of intellectual development, severe

重度知的発達障害は発達期に生じ、知的 機能と適応行動が平均より有意に低い状態 である。それは適切に標準化された個別の テストにより測定されるか、テストが不可 能なときは相応の行動指標によって判断さ れる。平均水準より4標準偏差以上低い(お よそ、0.003 パーセンタイルより低い)。言 語と学習能力の達成は極めて限定される。 運動能力にも困難があることが多く、適切 にケアされるためには支援者がいる環境で 日常的にサポートが必要になることが一般 的である。集中的なトレーニングよって基 本的な自立能力をもつこともある。基本的 な身辺自立や家事、実生活に必要な能力を 獲得する人もいるが、ほとんどの人は自立 した生活と成人期に仕事を得るためにはか なりの程度の継続したサポートが必要にな る。最重度との違いは適応行動の違いにの み基づく。現存の知能テストでは 0.003 パ ーセンタイル以下の知的機能の差を信頼性 と妥当性を担保して測定することができないからである。

6A00.3 知的発達の障害、最重度 Disorder of intellectual development, profound

最重度知的障害は発達期に生じ、知的機 能と適応行動が平均より有意に低い状態で ある。それは適切に標準化された個別のテ ストにより測定されるか、テストが不可能 なときは相応の行動指標によって判断され る。平均水準より 4 標準偏差以上低い (お よそ、0.003パーセンタイルより低い)。コ ミュニケーション能力は極めて限定され、 学習スキルを獲得する能力は基本的な具体 的スキルに限定される。運動機能障害や感 覚障害を合併することが多く、適切にケア されるためには支援者がいる環境で日常的 にサポートが必要になることが一般的であ る。重度と最重度との違いは適応行動の違 いにのみ基づく。現存の知能テストでは 0.003 パーセンタイル以下の知的機能の差 を信頼性と妥当性を担保して測定すること ができないからである。

6A00.4 知的発達の障害、暫定的 Disorder of intellectual development, provisional

「知的発達の障害、暫定的」は知的発達の障害がある根拠はあるが、乳児や4歳以下の場合や、感覚器や身体の障害(例:盲、言語発達開始前の聾)、運動障害、重度の問題行動や精神や行動障害の合併のために知的機能や適応行動を妥当な方法で測定できない場合に用いられる診断である。

さらに表が二つあり、表 6.1: 知的機能の 行動指標、表 6.2 には適応行動の行動指標 が記載されている。

どちらの表も、早期児童期、児童期と思春期、成人期の3期に別れており、知的障害の重症度により軽度、中度、重度、最重度の行動指標が記載されている。

適応行動については概念的、社会的、実用 的の3領域について、特徴が記載されてい る。

国際的診断基準改訂の背景一近年の国際的な動向

DSM-5, ICD-11 の両者で知的障害については診断名だけでなく、内容についてもかなりの改変がされた。

知的障害は用語についても分類についても多くの変更がなされてきた歴史がある。 有病率は低・中所得国では 2%、高所得国では 1% と 推 定 さ れ て お り (Maulik, Mascarenhas, Mathers, Dua, & Saxena, 2011)、頻度の高い障害である。

WHO-WG-MR で議論されたのは、知的障害が生涯にわたり適応行動に影響を与える精神疾患を高頻度に合併すること、誤診や見逃しが多いこと、医療・保健サービスへのアクセスが困難なことがあり、サポートのためのコストが甚大であることが議論されてきた。

WHO WG-MR の提唱する知的障害 (IDD)は認知機能の明らかな障害が特徴の発達状態を占めるグループで、学習、適応行動と適応スキルに制約がある。知識、推論、抽象能力などの認知発達の遅れだけでなく、それらに関連した機能の制約があることが重要である。ここでいう制約は ICF で分類されることも可能である。そのため ICF-CY(World Health Organization.

2001)(WHO、 2007)を機能の制約を記述するために使用も推奨された。しかしながら、機能の制約があるだけでなく、知的障害と診断するためには神経発達障害に共通する認知機能の障害(disorder)があることが必須になる。つまり、ワーキンググループは知的障害を自閉スペクトラム症や ADHDと同様に医学的問題が基底にあり、医学的支援が必要な障害であると規定したのである。

医学的な関与が必要な理由として原因の検討、身体的健康や精神的合併症への対応が高頻度に必要であることがあげられる。特に重度の知的障害の場合は、原因となる医学的障害が特定できることが中軽度より多い。特に最近は遺伝学的な検討や環境因子の探索が医学的な治療につながることもある(Srour and Shevell 2014)。知的障害者は身体疾患をもつ比率が高いが、多くの場合見過ごされている。また平均寿命も短く、健康状態の管理についても多くの議論がある(Bauer et al. 2019)

精神科的合併症の頻度も児童期(Einfeld, Ellis, and Emerson 2011)から老年期(Bratek, Krysta, and Kucia 2017)まで高いことが知られている。

改訂作業において重視された変化

用語問題 知的障害を意味する用語は時代 状況を反映して変遷があった。英語圏では mental deficiency から mental retardation へ、 さらに intellectual disability/disorder へ変 化した。さらに、知能指数だけでなく適応行動に同じ程度の比重をかけることの認識が 共有された。特に適応行動の要素の整理(概 念的、社会的、実用的)と、適切に標準化さ れた個別検査の採用、標準偏差と95%信頼区間の適応、標準化された検査が使用できない場合には経験ある臨床家が行動指標を用いて診断することの重要性の認識、個人のIQレベルよりもサポートニーズに基づいた下位分類の採用が重視されるようになったことなどがあげられる(Schalock, Luckasson, & Tasse, 2019)。サポートニーズをアセスメントするには専門家の臨床判断や、適応行動、健康状態、教育ニーズなどのアセスメントが含まれ、英語では、IADDDが開発したSIS(Supports Intensity Scale)(Chou et al. 2013)などの多様なツールが開発されており、適応尺度との異同についても議論されている(Claes et al. 2009)

D. 考察

診断の方法について

国際的診断基準を我が国で適用することに ついての問題点

これまで3つの国際的診断基準の改訂について概観してきた。共通することは知能指数の限界についての認識と、適応行動を含めた多様な要素を含めた支援ニーズを把握することが支援や分類のために重要であることの認識である。

改訂を重ねてきた AAIDD の診断基準ではすでに第 9 版で標準化された検査の必要性が指摘されていた(American Association on Mental Retardation 1992)。知能と適応行動が約 2 標準偏差以下であることと発症年齢が発達期であることが操作的な診断の基本的な考え方である。また標準誤差や信頼区間の考え方も採用されている。

重症度分類

重症度を分類する目的は、どの程度の支援が必要かの把握にある。AAIDDのマニュアルでは診断の過程でサポートニーズやサポートの方法も、サポートが適切かどうかのモニターや、サポートの評価の方法が一体となっており、分類することの目的が強く意識されている。

臨床診断と統合的アプローチ

近年、知的障害の領域では統合的アプローチ(Integrative approach)が強調され、AAIDD 第 12 版でも強調されている。臨床診断は臨床専門家の重要な役割である。臨床診断とは、人へのレスペクト、臨床トレーニングと経験、対象者とその環境について十分に知ることと、それらの情報の分析と批判的思考ができることである。

知能テストと IQ をめぐって

我が国において知的障害の診断にあたっ ては、必ずのように知能指数が求められる。 それも多くの場合 FIQ の一つの IQ のみで 判断される。知的障害の分類においては IQ あるいは DQ のみが基準にされていること が多い。例えば療育手帳の診断書において、 子どもの行動や家庭背景から明らかに支援 ニーズが高い場合でも、IQの数値が基準を 超えていると手帳が発行されないこともあ りうる。療育手帳発行の「現場」では IQ が 個人の能力や適応行動の指標であるように みなされてきた。同じ IQ でも神経心理学や 遺伝学、画像研究などからは個人差が大き いことが明らかになり、現在のように IQを 指標にすることに疑問が持たれている。特 に、フルスケール IQ のみを指標にすること が不適切であることは DSM-5、ICD-11、

AAIDD の定義でも強調されている。多くの 研究者や臨床家がより意味のある指標を使 うべきだとしている(Greenspan and Woods 2014)

知能テストの選択について

ICD-11 では知能障害の分類にパーセン タイルが指標とされている。軽度知的障害 を例に挙げると平均水準より2から3標準 偏差低い(およそ、0.1-2.3 パーセンタイ ル)ことが指標になっており、偏差 IQ を用 いることが前提になることは明らかである。 我が国で療育手帳の判定に、最も頻用され ているのは田中ビネーテストである(社会 福祉法人東京都手をつなぐ育成会 2019; 吉村他, 2020)。また現在の最新版である田 中ビネー検査 V では、2歳から 13 歳まで は精神年齢と実年齢の比で IQ を算定する ことになっている。田中ビネーテストと比 較されることの多い、米国版のスタンフォ ード・ビネーテストでは 1960 年版から偏差 知能指数を算定することに変更しており、 日本のビネーテストを諸外国のビネーテス トとは大きく異なる立場をとっており、我 が国では 13 歳以下の子どもに対して田中 ビネーテストの指数を参考に知的障害の判 定を ICD-11 に準拠して行うことは原理的 に不可能である。

昨年度の本研究班報告において、伊藤 (2021)はヨーロッパ地域の34の心理学系 学会の統括組織である EFPA が提唱している検査評価モデルを適用し、心理測定に重要な意味をもつ「基準値」、「信頼性」、「妥当性」の3つのセクションについて我が国で頻用される心理テストについての評価を行った。知能検査(WPSSI-III, WISC-IV, 田中

ビネーV、鈴木ビネー、新版 K 式、遠城寺式)について検討したが、的確と判定されたのは WPSSI-III、WISC-IV のみであった(伊藤, 2021)。これは非常に重要な指摘であり、後述する教育や福祉の領域においてもテストの方法を指定することなく、IQ値のみを指標にしたサービス提供がなされており、妥当性に疑問がもたれる事態が長年にわたり続いている。

療育手帳などの公式の診断書を作成する際はもちろんのこと、就学相談における就学先(特別支援学校、特別支援学級の選択や通級指導教室の利用の決定など)や保育園・幼稚園などの加配制度の利用についても「テストの結果」を求められることが多い。学校選択の際にも「IQ」が重視されている。教育支援資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 2013)によれば309号通達において、「知的発達の遅滞の程度が中度以上のもの」(特別支援学校の対象になる)は重度の知的障害及び中度の知的障害である。

本資料によれば「重度の知的障害とは、ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及および環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの(知能指数(IQ)による分類を参考とすれば(以下「IQ」という。)25 ないし20以下のもの)、中程度の知的障害とは環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく身辺の事柄を処理することができる程度のもの(IQ20 ないし25 から50の程度)をいう」とされている。

また、特別支援教育の対象になる軽度の 知的障害は「日常生活に差し支えない程度 に身辺の事柄を処理することができるが, 抽象的な思考は困難である程度のもの (IQ50から75の程度)をいう。」

知能指数(IQ)とのみ説明されており、それが比率 IQ なのか偏差 IQ なのかの説明もなく。どのような知能テストを使うのかは全く記載されていないのが問題である。また、これまで説明してきたように現在の国際的診断基準は知能に加えて適応行動の制限が基本的な基準であるが、適応行動への記載がほとんどないのも問題になる。

重度と最重度の判定について

ICD-11では重度、最重度の判定には IQを用いず、適応行動で判断することになっている。ウエックスラー検査ができないような重度の知的障害の子どもに田中ビネー検査を用いて精神年齢を算定し IQ 値を算定することは可能であるが、それは偏差 IQではないという意味でも、ICD-11の診断に必要がないという意味でも無駄であり、子どもと家族の負担を増やすだけであるので、今後の検討が望まれる。

前述の。教育支援資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 2013)においてもテストを指定することもなく、IQ50以下で重度と中度を分類していることは妥当性が乏しい。

行動指標 (ICD-11, DSM-5)について

ICD-11 は世界中の多くの国で使用されることが想定されており、標準的な知能検査や適応行動尺度が使用できない国や地域、状況があることも想定されている。そのために作成されたのが重症度の指標になる行動指標である。ICD-11 では標準化されたテストができない場合、知的障害の診断を行

う際に、より高度の臨床的判断がもとめられ適切な行動指標をアセスメントする必要があるとされている。

行動指標は重症度を把握するために、行動についての保護者などからの間接情報を活用して、標準化されたテストの代わりに用いられる。ICD-11 の行動指標は概念的領域、社会的領域、実用的領域の 3 領域にわたって臨床家が知的障害の診断と重症度を把握する際に参考にできるように作成された。この行動指標の作成にはブラジル、インド、イタリア、スリランカ、英国の専門家が参加した(Tassé et al., 2019)。

DSM-5 でも、概念的領域、社会的領域、 実用的領域の 3 領域にわたって行動指標が 記載されている。ICD-11 では前述のように 早期児童期(0-5歳)、児童期・思春期(6か ら 18歳)、成人期(18歳以上)の 3 期にわ けて DSM-5 より詳細に行動指標が説明さ れている。

これらの表を臨床に適用するために強調されているのは経験を積んだ臨床家による臨床的判断である。これらの指標の使用は、それぞれの年齢帯の定型発達の子どもや成人についての十分な経験が必要である)。

知能テストの無理解と IQ の偏重

国際的診断基準についてのレビューを行った。私見も交えて筆者の臨床経験からは 次のことがいえるだろう。

療育手帳はもとより、特別児童扶養手当などの公的支援、幼稚園などの加配判定、就学相談などの特別支援教育領域において「知能指数」が重要な役割を果たしている現状がある。それにも関わらず、関係者の知能指数についての無理解が目に余る状況が

ある。一例が前述の教育支援資料(文部科学 省初等中等教育局特別支援教育課 2013)で あり、単に知能指数としか記載されていな い。少なくとも一部の就学相談の現場では 知能指数がクラスの選択などの重要な指標 として使用されている。知能指数のみで知 的障害の診断も、重症度分類は不可能であ ることは、これまで多くの関係者が指摘し ており、それが、DSM-5、ICD-11、AAIDD 第12版に反映されてきた。

さらに我が国では偏差 IQ と比例 IQ の区別もなく、また肝心の知能指数の信頼性や妥当性にも無頓着なままに IQ を絶対視する傾向がある。信頼性のない数値を盲信する事態が生じている。

療育手帳に IQ は必要か?

療育手帳が知的障害を対象とするなら知的障害を定義する必要がある。IQ だけでは知的障害の診断もできないし、重症度分類も支援ニーズの把握もできない。近年の障害学の進歩を踏まえれば、DSM-5、ICD-11や AAIDD の基準と大きな乖離がない診断基準が必要であろう。

そのためには最低限、知能水準、適応行動 尺度、発症年齢の3つの要素についての情 報が必要である。

回顧的診断

成人期になって初めて支援ニーズが明らかになり知的障害が診断される事例もある。 ICD-11 では発達歴を聞き取ることで診断を確定することが可能であるとされている。

現在の状態が知的障害の診断に適合する なら、過去に知的障害がなかったというこ とは極めて考えにくい。もちろん認知症は 除外することが前提である。

発達期の知的障害のサインとしては、 ICD-11 の行動指標が参考になる。成人期に 初めて診断されるケースは軽度知的障害が 多いと想定される。6-18歳の軽度知的障害 の行動特性としては、概念的要素では基本 的な文法はマスターしていることが多いが 自分の内面を語ったり、他の人に指示をす ること、グループの話し合いで話題につい ていくことにサポートがいることが多い。 社会的要素では、会話を開始したり互いの 興味・関心について友人と語りあう時や自 分の感情や社会的合図の理解が乏しい。実 用的要素では、コミュニティの一員として 機能するとき(地域の会合に参加するなど) にサポートがいったり、人から騙されやす いという特性がある。

また、学校の成績が悪い、アルバイトなどが長続きしないこと、友人が乏しいことなども指標になる。いずれにしても過去については知能指数が測定できないので、知能テストに頼るのではなく、発達期に知的機能と適応行動の制限があったかをどうかを発達歴を丁寧に聞き出し、それを記載することによって判断することが重要である。なお、過去に通常の学級に在籍したとか、高校あるいは大学に在籍していたということが知的障害を否定することにはならない。

知的障害は発達期に生じる障害であるが、 診断が発達期につくとは限らない。成人期 の診断は、リハビリテーションサービスや 司法領域での権利擁護のために重要である (Schalock et al., 2021)。

また、発達期に知能テスト・発達テストを 行っていた際にも、その解釈は慎重でなけ ればならない。そのテストが標準化され個 別の施行されていること、検査時にもっとも新しいバージョンのテストが、その時期の標準化されたデータで評価されていること、信頼区間が考慮されていることなどが重要である。具体的には10歳頃に田中ビネーでIQ80であっても、成人期の知的障害を否定することはできない。

回顧的診断を適切に下すためには現在得られる情報に加えて過去の成績、行動、対人 交流、適応行動などの情報を総合して判断 することが重要である。

診断評価が可能な人材の育成

国際的診断基準を用いて正しく診断する ために臨床経験のある専門家が必要である。 知的障害の診断について経験のある医師は 多くない。これは特に成人においてあては まる.アメリカの家庭医を対象にした調査 では知的障害を診断するためのトレーニン グを、全く、あるいは、ほんのわずかしか受 けていないことが明らかになった。また家 庭医の多くが、教育や福祉の分野の支援者 との連携が取れていず情報もない中で、「地 図もなく | 診療に従事している(Wilkinson et al. 2012)。このような状況は我が国でも 同様、あるいはもっと深刻かもしれない。知 能テストを正しく理解している医師は多く ない。知的障害や発達障害を正しく診断で きる医師の要請も望まれる。

定義の必要性

最後に定義の必要性について確認しておこう。我が国では知的障害が正式に定義されていない。知的障害を定義すること、必要な下位分類をすることが必要である。

臨床現場において具体的な支援方略を考

案すること、個別の支援プランを長期にわ たって考案すること、特別支援教育との連 携や将来必要なサービスを推測すること、 必要な支援施策や予算をプランする時も必 要である。支援のガイドラインも作成し、障 害を理解し、支援プランを構築するために も定義は必要である。また、医学、教育、福 祉の研究を行うこと、当事者、保護者、支援 者、研究者、行政が共通の理解をするために も、支援の対象を関係者間でずれないよう にするためにも共通言語が必要である。そ れが診断の定義になる。その際に、知的障害 の研究や支援が世界中でなされていること を考慮すれば、我が国の定義が国際的な潮 流と大きくずれていれば、海外の知見を活 用できないことになる我が国独自の定義を することのメリットは少ない。ICD-11 ある いは、それと大きくずれない定義が必要に なるだろう。

AAIDD のマニュアルは第 11 版では"Intellectual Disability: Definition, classification, and systems of support"であったが第 12 版のタイトルは"Intellectual Disability: Definition、Diagnosis, Classification, and Systems of Supports."であり、diagnosis(診断)が加わった。AAIDD は当事者団体という側面が強く、これまでICD、DSM のような医学的診断とは一線を画する立場をとってきたが、近年の多領域における科学的な知見を採用した。ICD-11 や DSM-5 も同様に診断のみでなく支援や知的障害者の支援や法的権利の養護を重視している。

E. 結論

国際的な診断基準、特に ICD-11 を我が

国において適切に適用するには偏差 IQ を 算定可能な知能テスト、標準化された適応 行動尺度を使用することが前提になる。そ のためには知的障害の診断・評価のトレー ニングを受けた専門家の養成が必要である。

F. 健康危険情報 該当なし

G. 研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 該当な し

I. 引用文献

American Association on Mental Retardation. 1992. Mental Retardation: Definition, Classification, and Systems of Supports. American Association on Mental Retardation.

American Psychiatric, Association, and American Psychiatric Association, D. S. M. Task Force. 2013. Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM-5. 5th ed. American Psychiatric Pub.

Bauer, A., L. Taggart, J. Rasmussen, C. Hatton, L. Owen, and M. Knapp. 2019. "Access to Health Care for Older People with Intellectual Disability: A Modelling Study to Explore the Cost-Effectiveness of Health Checks." BMC Public Health 19 (1): 706.

- Bertelli, M. O., K. Munir, J. Harris, and L. Salvador-Carulla. 2016. "'Intellectual Developmental Disorders': Reflections on the International Consensus Document for Redefining 'Mental Retardation-Intellectual Disability' in ICD-11." Adv Ment Health Intellect Disabil 10 (1): 36–58.
- Bratek, A., K. Krysta, and K. Kucia. 2017. "Psychiatric Comorbidity in Older Adults with Intellectual Disability." Psychiatria Danubina 29 (Suppl 3): 590–93.
- Chou, Y. C., Y. C. Lee, S. C. Chang, and A. P. Yu. 2013. "Evaluating the Supports Intensity Scale as a Potential Assessment Instrument for Resource Allocation for Persons with Intellectual Disability." Research in Developmental Disabilities 34 (6): 2056–63.
- Claes, C., G. Van Hove, J. van Loon, S. Vandevelde, and R. L. Schalock. 2009. "Evaluating the Inter-Respondent (consumer vs. Staff) Reliability and Construct Validity (SIS vs. Vineland) of the Supports Intensity Scale on a Dutch Sample." Journal of Intellectual Disability Research: JIDR 53 (4): 329–38.
- Einfeld, S. L., L. A. Ellis, and E. Emerson.

 2011. "Comorbidity of Intellectual
 Disability and Mental Disorder in
 Children and Adolescents: A
 Systematic Review." Journal of
 Intellectual & Developmental

- Disability 36 (2): 137–43.
- Greenspan, S., and G. W. Woods. 2014.

 "Intellectual Disability as a Disorder of Reasoning and Judgement: The Gradual Move Away from Intelligence Quotient-Ceilings." Current Opinion in Psychiatry 27 (2): 110–16.
- Reed, Geoffrey M., Michael B. First, Cary S. Kogan, Steven E. Hyman, Oye Gureje, Wolfgang Gaebel, Mario Maj, et al. 2019. "Innovations and Changes in the ICD-11 Classification of Mental, Behavioural and Neurodevelopmental Disorders." World Psychiatry: Official Journal of the World Psychiatric Association. 18 (1): 3–19.
- Salvador-Carulla, L., M. Bertelli, and R. Martinez-Leal. 2018. "The Road to 11th Edition of the International Classification of Diseases: Trajectories of Scientific Consensus and Contested Science in the Classification of Intellectual Disability/intellectual Developmental Disorders." Current Opinion in Psychiatry 31 (2): 79–87.
- Salvador-Carulla, L., G. M. Reed, L. M. Vaez-Azizi, S. A. Cooper, R. C. Martinez-Leal, M. Bertelli. Adnams, et al. 2011. "Intellectual Developmental Disorders: Towards a New Name. Definition and Framework for 'Mental Retardation/intellectual Disability' in ICD-11." World Psychiatry: Official Journal of the World Psychiatric

- Association. 10 (3): 175-80.
- Schalock, R. L., and R. Luckasson. 2021. "An Overview of Intellectual Disability:

 Definition, Diagnosis, Classification, and Systems of Supports." American Journal on Intellectual and Developmental Disabilities. https://meridian.allenpress.com/ajid d/article-abstract/126/6/439/472446.
- Schalock, R. L., Luckasson, R., & Tass 'e, M. J., ed. 2021. Intellectual Disability: Definition, Diagnosis, Classification, and systems of supports (12th Ed.). American Association on Intellectual and Developmental Disabilities.
- Srour, M., and M. Shevell. 2014. "Genetics and the Investigation of Developmental Delay/intellectual Disability." Archives of Disease in Childhood 99 (4): 386–89.
- Tassé, M. J., G. Balboni, P. Navas, R. Luckasson, M. A. Nygren, C. Belacchi, S. Bonichini, G. M. Reed, and C. S. Kogan. 2019. "Developing Behavioural Indicators for Intellectual Functioning and Adaptive Behaviour for ICD-11 Disorders of Intellectual Development." Journal of Intellectual Disability Research: JIDR 63 (5): 386–407.
- Wilkinson, J., D. Dreyfus, M. Cerreto, and B. Bokhour. 2012. "'Sometimes I Feel Overwhelmed': Educational Needs of Family Physicians Caring for People with Intellectual Disability."

 Intellectual and Developmental

- Disabilities 50 (3): 243-50.
- World Health Organization. ,. 2001.

 International Classification of
 Functioning, Disability and Health:

 ICF. Geneva: World Health
 Organization.
- World Health Organization. 2018. "ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics (Version: 02/2022)." 2018. https://icd.who.int/browse11/l-m/en#/http://id.who.int/icd/entity/605267007.
- 吉村拓馬,大西紀子,惠良美津子,松田裕之,小橋川晶子,広瀬宏之, and 大六一志. 2020. "療育手帳判定における知能検査・発達検査に関する調査." LD研究 28(1):144-53.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課. 2013. "教育支援資料." October 2013. https://www.mext.go.jp/a_menu/sho tou/tokubetu/material/1340250.htm.
- 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会. 2019. "平成30年度障害者総合福祉推 進事業 「知的障害の認定基準に関す る調査研究」報告書"